

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十五号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和七年八月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。